東金市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月
東金市教育委員会

内容

１　計画の趣旨 1

２　本市の現状 2

３　目標 4

４　計画の期間 6

５　実施する業務量管理・健康確保措置の内容 6

1　計画の趣旨

教育職員を取り巻く環境は、担うべき学習指導や生徒指導に加え、多岐にわたる業務の複雑化・多忙化により、長時間勤務が常態化し、教育活動に支障を及ぼすのみならず、心身の健康を損なう事態にも至っています。

令和７年６月の給特法の改正を受けて全部改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」では、服務を監督する教育委員会及び校長等による学校の管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

教育職員の時間外在校等時間、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標を定め、業務の効率化と適正化を図り、教育職員が専門職としてのやりがいを実感できるとともに、児童生徒の

豊かな学びと成長を支える教育環境の整備を進めていくことをめざし、本計画に基づく取り組みを進めます。

2　本市の現状

本市では、小学校の部活動、陸上競技大会、音楽発表会の廃止により、また、学年始め休業を１日間延長することにより、教育職員が子供たちと向き合う時間を確保してきました。

本市では、教育職員の支援という側面からも学校にスタッフを配置しています。

名称	主な職務内容	R8年度 配置状況
特別支援教育支援員	○特別な支援を必要とする児童生徒に対する介助・学習支援に従事。 ・ 日常生活上の介助 ・ 学習支援と児童生徒の安全確保 ・ 他の児童生徒に対する障害理解促進	３３人配置 全小中学校に配置
学校司書	○図書館資料の整備・管理や、読書活動の推進。 ・ 学校図書館の掲示物等の作成 ・ システムによる蔵書管理 ・ 児童・生徒へのレファレンスサービス ・ 学校図書室の環境整備	４人配置 小学校２人 中学校２人

小学校学習サポーター	○授業中における児童への学習支援 ・ 学級担任等が行う授業の補助 ・ 個々のつまずきに対する支援等 ・ 学校不適応児童等への校内学習支援 ・ 教材教具の準備及び学習活動の補助	１４人配置 小学校のみ

このような取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の令和５年度から７年度の状況は、以下のとおりでした。

【令和７年度の時間外在校等時間の状況（11 月）】

【教育職員全体】（校長・教頭・教諭・臨時的任用講師含む）

学校種	時間外在校等時間平均	月４５時間を上回る人数
小学校	３６時間０７分	５７人／１７７人
中学校	５２時間１６分	６５人／１０８人

【令和５年度から７年度の時間外在校等時間平均の推移】

学校種	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
小学校	４２時間１２分	４３時間２２分	３６時間０７分
中学校	５２時間３８分	６３時間５９分	５２時間１６分

【令和５年度から７年度の月４５時間を上回る人数の推移（教諭）】

学校種	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
小学校	８５人	６８人	５０人
中学校	８６人	６５人	６０人

令和７年度時間外在校等時間については、減少の傾向にあるものの、月４５時間を上回る割合が６割を超えており、依然として在校等時間が長時間に及んでいる状況にあります。

児童生徒のよりよい教育のために、教育職員の必要な時間的余裕を創出することが必要です。

３　目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりです。

（１）目指す教育職員の姿

・教育職員が心身ともに健康な状態で働き続け、児童生徒のよりよい教育の実現に向けて、専門性を十分に発揮できる。

・教育職員が自らの仕事を通してやりがいや誇りを感じること

ができる。

（２）時間外在校等時間に関する目標

○　月の時間外在校等時間が 45 時間を超える人数ゼロを目指します。

○　1 年間の時間外在校等時間が 360 時間を超える人数ゼロを目指します。

○　1 か月の時間外在校等時間の平均を教育職員全員 30 時間程度を目指します。

（３）ワークライフバランスや働きがいに関する目標

【カッコ内は令和７年度の数値】

○　年間の年次有給休暇の平均取得日数 15 日以上を目指します。【Ｒ７年度：１５．７日】

○　ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下を目指します。【Ｒ７年度：１．８％】

○　ストレスチェックにおける各学校の健康リスクの値を 100 以下を目指します。【Ｒ７年度：未実施】

○　ストレスチェックにおける「働きがい」「仕事や生活の満足度」の値の向上を目指します。【Ｒ７年度は未実施】

○　子育て目的の休暇等の取得の促進を目指します。

・育児休業取得数割合を女性職員 100%、男性職員（１週間以上の取得率）85%以上を目指します。

【Ｒ７年度：女性 100%・男性３３%】

・男性職員の出産補助休暇及び産前産後休暇の年間取得者数割合 100%を目指します。【Ｒ７年度：４４%】

4　計画の期間

令和８年度～令和１１年度

5　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

（1）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

○　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・各学校各地域の実情を踏まえつつ、保護者など地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応。

・放課後から夜間などにおける校外の見回りは、原則行わないこととします。

・補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

○　保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の対応

・学校が警察や弁護士に相談しやすい環境を整備します。

○　学校徴収金の徴収、管理（公会計化等）

・教育職員の金銭管理等に係る業務について、口座振替や振込用紙による処理を推進します。

・学校徴収金の公会計化に向けて検討します。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減します。

○部活動

・小学校は、廃止済みです。中学校は、令和８年９月から土日祝日の活動は原則行いません。生徒は、地域のクラブチームに自主的に参加することができます。平日の部活動につい

ては、活動時間の適正化を図るとともに部活動指導員の配置を検討します。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○　授業準備、学校評価や成績処理

・授業等の補助をする、学習サポーターの活用を推進します。

・ICT 等の活用により、授業準備、成績処理等にかかる事務負担を軽減します。

○　支援が必要な児童生徒等への対応

・特別支援教育支援員を配置し教育職員と連携した指導・支援を推進します。

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が学校に関わり、専門的な知見を活用しながら教育職員と協働して対応する取り組みを進めます。

○　校内巡視、安全点検への対応

・外部人材による校内清掃指導、給食配膳、放課後の見守りを推進します。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

○　学年始めや学年末の業務を精選するとともに適正な休業日数について検討します。

○　全ての教育活動は、学校目標達成のためであり、それ以外の活動については、精選や廃止を促進します。

○　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、適正となるよう促します。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉の確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

○　教育職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの受検率 100％を目指します。

○　教育職員の悩み、不安等に対応するため、学校教育課内に相談窓口を設置します。また、公立学校共済組合による健康相談事業の活用を奨励します。

＜公立学校共済組合健康相談事業＞

・LINE を使ったメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済）

・電話・面談メンタルヘルス相談

・Web 相談（こころの相談）

・教育職員電話相談２４

・女性医師電話相談

・介護電話相談

○　衛生管理者等及び産業医を選任するとともに、衛生委員会等を開催するなど、教育職員等の健康障害の防止に努めます。

○　「長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導実施要領」に基づき、該当する教育職員等を対象とした医師による面接指導を実施します。

○　年次有給休暇が、所得しやすい環境づくりに努めます。

○　毎年８月７日から１６日まで、１２月２７・２８日を学校閉庁日とします（１２月２９日から１月３日までは休日）。

○　長期休業中の「時差出勤」について検討します。

○　前日の就業時刻から、翌日の始業時刻までの間に、１１時間以上の勤務間インターバルの確保に努めます。

5　関連する取り組み、今後のフォローアップについて

○　本計画に基づく措置の実施状況については、取り組み状況や目標に対する実績について点検を行い、その結果をその後の対策や計画に反映させます。また、市ホームページへの掲載により、公表し、教育委員会の会議や総合教育会議においても報告します。

○　各学校の状況を確認し、課題がある場合は学校に聞き取りを行い、指導します。

○　各学校が本計画に沿って教育職員の働き方改革を推進できるよう支援します。市校長会議、教頭会議において、マネジメント等に関する研修を実施します。

○　保護者や地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組みます。